

出版・広報委員会規定

2016. 12. 1

(目的)

1. 出版・広報委員会は、学会の各種事業（各委員会の活動を含む）の広報を行うとともに、評価研究をとおして得た評価知見の情報発信（出版等）をとおして、学会の発展と社会の評価文化の醸成に寄与する。

(出版・広報委員会)

2. 委員長は理事会の承認に於いて決める。
3. 委員は委員長の指名により選任し、理事会に報告する。
4. 任期は2年とし、再任を妨げない。
5. 2年毎に委員長の選任もしくは再任について理事会に諮る。

(活動方針)

6. 学会ホームページをとおした学会報（ニュースレター）の発行を行う。（年1回）
7. 評価知見（評価理論、評価手法、分野別評価等）の出版事業を行う。